

返還跡地対策への新法制定と賃貸料算定方法 見直し等の実現を求める決議文（案）

我々軍用地主は、軍用地等が返還された後の原状回復措置や給付金支給等を定めた「返還特措法」及び「沖振法」が平成24年3月末をもって失効することから、安全で、安心な土地の返還を求めて事前立入り調査の実施、汚染物質等の完全な除去、給付金支給期間の延長、用地先行買上げと税制上の特例措置等について国の責務で行うよう求めてきた。

こうしたなか、沖縄県においては新たな法制度として「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）」の制定を国へ求めている。ところが、国は去る9月26日の沖縄政策協議会沖縄振興部会で、駐留軍用地の跡地利用に関する規定を一元化した新たな法律の整備を検討しているが、従来の内容が継続しており、原状回復、事前立入り調査の実施、給付金の支給条件等において十分な内容となっていない。

一方で、沖縄県に所在する軍用地等の大半は平成24年5月14日をもって契約期間が満了するため、国は軍用地主に対して契約更新に係る手続きを求めてきた。これに対して、沖縄県に所在する軍用地等は、条約上の義務を履行し、国の安全保障に寄与することから、我々軍用地主は契約更新の手続きに協力することにした。その際、国と土地連が交わした覚書等で契約更新時の賃貸料については「沖縄の特殊性」と「評価地目の見直し」を考慮することとしていたが、9月末の概算要求においては対前年度比実質1.1%増の927億円が提示された。

我々軍用地主は、国に対して「基地なかりせば」の概念に基づく新たな賃貸料算定方法（「投影方式」による評価、「危険負担への損失補償」「逸失利益への損失補償」の組入れ等）で1,782億円を要請したにも関わらず、従来算定方法に留まるなど要請額とは大きくかけ離れたものとなっている。こうした返還跡地対策への新法制定と賃貸料算定方法の見直し等が実現されなければ、今般の契約更新に係る手続きに支障を来すことにもなりかねない。

よって、我々軍用地主は自らの財産を守り、軍用地等が返還されても不利益を被ることなく、併せて、沖縄県の自立経済の発展へと繋げていくため下記について決議する。

記

- 1 沖縄県が求めている「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）」を国の責務として制定すること
- 2 契約更新時の賃貸料については「沖縄の特殊性」と「評価地目の見直し」等を考慮して算定方法を見直し、予算措置を行うこと

以上